

地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から段階的に10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

◎ 令和3年度決算

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 619,122 千円

【歳出】社会保障施策に要する経費(一般財源) 3,258,655 千円

(歳出の内訳)

(単位:千円)

項 目	決算額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	その他 特定財源	一般財源
1 医 療	1,382,677	50,597	320,625	6,595	1,004,860
2 介護・高齢者福祉	892,932	29,701	15,900	5,404	841,927
3 子ども・子育て	2,228,854	912,336	330,284	94,436	891,798
4 障害者福祉	1,150,402	550,930	280,287	0	319,185
5 貧困・格差対策	532,012	380,511	9,256	0	142,245
6 その他	93,448	32,024	166	2,618	58,640
合 計	6,280,325	1,956,099	956,518	109,053	3,258,655